

要旨

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2022-10-07 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	https://mu.repo.nii.ac.jp/records/1928

Territorial Dispute in the South China Sea

二 宮 正 人

本稿は国連海洋法条約（UNCLOS）に基づいて、ハーグ（オランダ）の常設仲裁裁判所に設置された南シナ海仲裁裁判所におけるフィリピン共和国対中華人民共和国の仲裁に関する裁定について論評するものである。2013年にフィリピンが南シナ海における領有権について仲裁を提訴したが、中国は当初から参加を拒否し、仲裁裁判官の指名も行わなかった。そこで、フィリピンが1名を指名し、残る4名は上記条約の定めに従って国連海洋法裁判所所長が指名したところ、裁定が下されたのちになって、中国はこれを批判している。本件は当初より仲裁裁判所の管轄権が問題にされたが、2015年には中間裁定が下され、中国の不参加は仲裁裁判所の管轄権を損なわない、とされた。そして、2016年7月12日には最終裁定が下され、15項目にわたる提訴につき、1項目を除いて、フィリピンの主張がほぼ全面的に認められたが、中国はそれらをすべて否定している。中国は南シナ海において歴史的権利に基づく「九段線」を主張し、実力行使によって現状変更を図っているが、これは自らも批准している国連海洋法条約に違反しており、国際社会が求める「開かれたインド太平洋」の原則にも逆行するものである。

事業者間のファクタリング取引における 債権譲渡の法的性質に関する一考察

——近時の下級審裁判例を素材として——

金 安 妮

いわゆる債権買取型ファクタリングは、クライアントからファクターへの債権譲渡を中核とする取引であるため、本来であれば、貸金業法等の適用対象とはならない。しかし、実際の債権買取型ファクタリングの中には、貸金業法等の適用を回避するために、債権買取型ファクタリングを装った貸付けや、その実質が、債権の真正譲渡なのか貸付けなのか判然としないものもある。仮に、事業者間のファクタリング取引における債権譲渡の実質が、貸付けに該当するのであれば、当該債権譲渡は、貸金業法等の適用対象となるため、ファクターの取得した利益の利率が、利息制限法1条所定の上限金利を超える場合には、その超過部分は無効となる。また、出資法5条3項所定の上限金利を超える場合には、貸付けとしての実質を有する債権譲渡契約自体が無効となる。したがって、事業者間のファクタリング取引における債権譲渡については、当該債権譲渡に対する貸金業法等の適用の有無を判断するにあたって、その実質が、債権の真正譲渡なのか、それとも貸付けなのかを峻別しなければならず、どのような基準ないし考慮要素に基づいて、両者を峻別するべきなのか問題となる。本稿は、このような問題意識に基づいて、近時の下級審裁判例を素材として、事業者間のファクタリング取引における債権譲渡の法的性質について考察することを目的とするものである。

産科婦人科医療における裁判事例の一考察

—— 先端医療と刑事法・民事法の交錯する諸問題 (2) ——

林 弘 正

本稿は、先端医療と刑事法・民事法の交錯する諸問題 (2) として「産科婦人科医療における裁判事例」の考察として日常の産科婦人科医療における診療過程等で生じ訴訟となった近時の刑事判例及び民事判例を考究の対象とする。

刑事判例としては、医療従事者の過失行為による医療過誤事例が主要なものである。本稿では、特殊な事例として医師による治療行為中の患者の性的自己決定権侵害の準強制わいせつ行為及び交際相手である妊娠初期の女性に対する不同意墮胎行為等の事例を考察の対象とする。

なお、人工妊娠中絶は、母体保護法 14 条 1 項 1 号「妊娠の継続又は分娩が身体的又は経済的理由により母体の健康を著しく害するおそれのあるもの」、所謂経済条項に該当する場合に本人及び配偶者の同意を得て指定医師により実施される。人工妊娠中絶の現況は、母体保護法 14 条 1 項 1 号の「緩やかな」適用により運用されている。母体保護法 14 条 1 項 1 号に関する事例としては、国家賠償法 1 条 1 項に基づく損害賠償請求事例がある。

民事判例としては、医療従事者の過失行為に対する損害賠償請求事例が主要なものである。民事判例では、原告である妊婦等の主張が全て認定される事例は必ずしも多くはない。然しながら、原告である妊婦等の主張を契機に妊婦及び新生児の権利侵害の実態を解明する。

妊婦への医療過誤事例としては、生殖補助医療 (Assisted Reproductive Technology: ART) の事例を考察の対象とする。

本稿では、刑事判例 8 事例、生殖補助医療等の先端医療分野での損害賠償請求事例及び妊娠中の損害賠償請求事例 6 事例を対象に考察する。